

第14回 霞ヶ浦の水質浄化に関する条例制定と変遷

1 霞ヶ浦富栄養化防止条例の制定

霞ヶ浦については、CODが昭和47(1972)年から昭和52(1977)年まで7mg/ℓ前後で推移していたところ、昭和54(1979)年に11mg/ℓとなり、水質が急激に悪化しました。また同じ年にアオコが大発生し、県民の中で霞ヶ浦の水質悪化について関心が高まりました。

霞ヶ浦の水質悪化の原因としては、霞ヶ浦流域から流入する窒素・リンが湖内に蓄積され富栄養化することと考えられたので、県は霞ヶ浦流域から窒素・リンの流入を抑制し削減することを検討しました。

しかし当時、霞ヶ浦流域からの汚濁負荷量を把握・推計することは大変難しかったことから、昭和53(1978)年に、県庁内に「霞ヶ浦水質保全対策ワーキングチーム」を、昭和55(1980)年には「霞ヶ浦対策課」を設置し、重点的に汚濁原因を調査・検討することとしました。

さらに、昭和56(1981)年に「霞ヶ浦富栄養化防止条例」を制定し、霞ヶ浦の水質浄化に取り組むこととしました。

(1) 霞ヶ浦水質保全対策ワーキングチーム

ワーキングチームでは、建設省霞ヶ浦工事事務所(現国土交通省霞ヶ浦河川事務所)が行った霞ヶ浦流入河川汚濁負荷量調査の結果をもとに、各種の調査研究文献の収集分析と、現地水量調査等による総合的な検討を行いました。

その検討結果をもとに、昭和55(1980)年3月、茨城県水質審議会霞ヶ浦専門部会(現茨城県環境審議会霞ヶ浦専門部会)に対して「霞ヶ浦の水質浄化の方策」を諮問し、翌年の昭和56(1981)年3月に水質保全対策の方向性が取りまとめられ、本格的に霞ヶ浦の水質浄化に取り組むこととしました。

(2) 霞ヶ浦富栄養化防止条例の制定

霞ヶ浦の水質浄化の基本として、昭和56(1981)年に、県は「霞ヶ浦富栄養化防止条例」を制定しました。

この条例の中では、霞ヶ浦の富栄養化防止を進め環境保全を図ることや、そのために県、市町村、住民、事業者が果たす責務と、霞ヶ浦流域内の開発・整備では富栄養化防止に配慮することが明記されました。

具体的には、霞ヶ浦流域内ではリンを含む家庭用合成洗剤の使用・譲渡・販売の禁止、農業・畜産・コイ養殖では適切な管理と処理によって窒素とリンの排出を抑制すること、工場・事業所には立入検査と報告義務を定め、命令違反・排水基準違反などには罰則を定める内容でした。

2 霞ヶ浦水質保全条例の制定

平成 19（2007）年 3 月、生活および産業活動のすべての分野における汚濁負荷削減のため、県では「霞ヶ浦富栄養化防止条例」を「霞ヶ浦水質保全条例」に全面改正し、霞ヶ浦の浄化対策に取り組むこととしました。

この条例で、霞ヶ浦流域の工場・事業場の排水規制や、生活排水・農業・畜産業・漁業における水質浄化対策の徹底等を規定し、流域全ての生活者・事業者が適切に排水処理を実施するよう定めました。

（1）工場・事業場の排水規制

平成 19（2007）年に「霞ヶ浦富栄養化防止条例」から全面改正された「霞ヶ浦水質保全条例」では、排水基準の適用が、日平均排水量 10 m³以上の工場・事業場に拡大（それ以前は 20 m³以上）されたほか、小規模事業所[※]についても、遵守すべき排水の水質が規定されました。

しなしながら、小規模事業所については、個々の排水量は少ないものの、その数が多く、県の実態調査において、その半分以上が排水の水質基準を超過している状況があったことから、平成 31（2019）年「霞ヶ浦水質保全条例」の一部改正（令和 3（2021）年 4 月 1 日施行）により、改善命令や排水一時停止命令の対象とされたほか、その命令に従わなかった場合には罰則が適用されることとなりました。

※対象となる小規模事業所の排水量等は次のとおり。

- ①水質汚濁防止法や霞ヶ浦水質保全条例等に基づく設置届出対象のうち日平均排水量 10 m³未満の全ての工場・事業場
- ②水質汚濁防止法や霞ヶ浦水質保全条例等に基づく設置届出対象となっていない全ての工場・事業場

（2）生活排水における水質浄化対策

霞ヶ浦流域内において生活排水を排出する人は、生活排水を適正に処理しなければならないと定められました。

この条例により、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽を設置する場合には、窒素又はリンを除去する性能を有する「高度処理型浄化槽」を設置することが義務付けられました。

また、ディスポーザーを使用する場合、排出される水が下水道等に流入する過程の前に適切に処理すること等が規定されました。

（3）農業・畜産業・漁業における水質浄化対策

霞ヶ浦流域内において農業をする人に対しては、標準的な施肥量を考慮して適正な量の施肥をすることや、肥料分が流出しないよう適正な用水管理等が義務づけられました。

また、畜産業をする人に対しては、家畜排せつ物の発生量に応じた適切な処理方法を選定し適正に処理することや、家畜排せつ物を発酵させた後に適切な量を散布すること等が義務付けられました。

さらに、漁業の養殖をする人に対しては、養殖施設の規模に応じて適切な魚類の量を放養することや、養殖の適正管理が義務付けられました。